

全国公益法人が策定した防犯優良マンション認定事業支援要綱に基づく 防犯優良マンション認定制度の概要

1. 認定主体（認定機関）
各都道府県の住宅関係公益法人と防犯関係公益法人との共同認定。
2. 認定の対象
新築、既存を問わず全てのマンションを対象。
3. 認定の基準
全国公益法人が定める防犯優良マンション標準認定基準を基に、各都道府県の状況を踏まえて認定主体が認定基準を制定。
4. 審査
全国公益法人に一定の能力を有したもものとして登録された、住宅・建築及び防犯設備の専門家の中から、認定主体となる各都道府県の住宅関係公益法人と防犯関係公益法人がそれぞれ指名した2人の審査員により、設計図書審査（設計段階審査）及び現地審査（竣工段階審査）を実施。
5. 認定
審査員による審査結果をもとに、判定委員会の議を経て認定。設計段階及び竣工段階の2段階の審査を経て認定。設計段階においては設計段階適合証を、竣工後においては認定証をそれぞれ交付。
6. 認定マンションの公表及び認定の表示
認定（設計段階適合が確認されたものを含む。）マンションについては、認定主体のホームページで公表。
また、当該マンションには、全国公益法人が定めた統一の認定マークを表示。
7. 認定の有効期間
5年間（都道府県により3年間の場合もある。）。



防犯優良マンション認定制度のイメージ

【竣工後審査の流れ】

